

◎新潟県告示第1296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行から区画整理事業六九・中ノ郷地区に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和2年12月8日

新潟県新発田地域振興局長